

市区町村別集計項目（推進体制等）										宮城県							
										市区町村数		35					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						17	19	14				30					
4	100	仙台市	市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	1	1	1	1	仙台市男女共同参画推進条例	2003年3月14日	2003年4月1日		男女共同参画せんだいプラン2021	2021年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1	
4	202	石巻市	復興企画部地域振興課	1	2	1	1	石巻市男女共同参画推進条例	2005年4月1日	2005年4月1日		石巻市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
4	203	塩竈市	塩竈市市民生活部市民課 協働推進係	1	2	1	1	塩竈市しおがま男女共同参画推進条例	2007年9月28日	2007年9月28日		第3次しおがま男女共同参画基本計画	2023年4月	～ 2027年3月	1	1	
4	205	気仙沼市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	気仙沼市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第2次気仙沼市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
4	206	白石市	総務部企画政策課	1	2	2	2	白石市男女共同参画社会推進条例	2002年6月21日	2002年6月21日		白石市男女共同参画基本計画(第3次)	2024年4月	～ 2031年3月	2	1	
4	207	名取市	企画部市民協働課	1	2	1	1				4	第3次名取市男女共同参画計画	2020/4/1	～ 2031/3/31	1	1	
4	208	角田市	企画デザイン課	1	2	2	2				4	角田市男女共同参画計画(第2次)	2019年4月	～ 2026年3月	1	1	
4	209	多賀城市	地域コミュニティ課	1	2	2	2				4	第2次多賀城市男女共同参画推進計画「史都多賀城 共生と協働、総参画による市民総活躍推進プラン」	2021年4月1日	～ 2031年3月31日	2	1	
4	211	岩沼市	まちづくり政策課	1	2	1	1	岩沼市男女共同参画推進条例	2012年3月7日	2012年3月7日		いわぬま男女共同参画推進プラン(第3次)	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
4	212	登米市	市民生活部市民生活課	1	2	1	1	だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	2011年3月11日	2011年4月1日		第4次登米市男女共同参画基本計画	2021年4月1日－	～ 2026年3月31日	1	1	
4	213	栗原市	企画部市民協働課	1	2	1	1				4	第2次くりはら男女共同参画推進プラン	2017年4月	～ 2027年3月	1	1	
4	214	東松島市	市民協働課	1	2	1	1	東松島市男女共同参画推進条例	2015年12月24日	2016年4月1日		東松島市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1	
4	215	大崎市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	大崎市男女共同参画推進基本条例	2008年3月7日	2008年4月1日		第4次大崎市男女共同参画推進基本計画	2024年4月1日	～ 2031年3月31日	1	1	
4	216	富谷市	市民協働課	1	2	2	1	富谷市男女共同参画推進条例	2005年3月1日	2005年4月1日		富谷市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1	
4	301	蔵王町	まちづくり推進課	1	2	2	2				4	蔵王町男女共同参画基本計画	2020年4月	～ 2024年3月	1	1	
4	302	七ヶ宿町	ふるさと振興課	1	2	2	2				4	第6次七ヶ宿町長期総合計画	2020年4月1日	～ 2030年3月31日	2	2	
4	321	大河原町	政策企画課	1	2	2	2				1						1
4	322	村田町	まちづくり振興課	1	2	2	2				4						2
4	323	柴田町	まちづくり政策課	1	2	1	1	柴田町男女共同参画推進条例	2012年1月25日	2012年4月1日		第5次しばた男女共同参画プラン	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
4	324	川崎町	町民生活課	1	2	2	2				4	川崎町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	2	1	
4	341	丸森町	企画財政課	1	2	2	2				4	第5次丸森町総合計画	2015年4月1日	～ 2025年3月31日	2	2	
4	361	亘理町	企画課	1	2	1	1				4	亘理町男女共同参画基本計画(第3次)	2021年3月	～ 2025年3月	1	1	
4	362	山元町	企画財政課	1		2	2				4						1
4	401	松島町	総務課総務管理班	1	2	1	2				4	松島町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1	
4	404	七ヶ浜町	生涯学習課	2	2	2	1				4	しちがはま男女共同参画プラン【2022-2026】	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
4	406	利府町	生活環境課	1	2	1	1				4	第4次利府町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	～ 2029年3月31日	1	1	
4	421	大和町	総務課	1	2	1	1	大和町男女共同参画推進基本条例	2005年3月11日	2005年4月1日		第5次たいわ男女共同参画推進プラン	2024年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
4	422	大郷町	総務課	1	2	1	1	大郷町男女共同参画推進条例	2024年3月6日	2024年4月1日		大郷町男女共同参画プラン	2024年4月	～ 2029年3月	1	1	
4	424	大衡村	住民生活課	1	2	2	1	大衡村男女共同参画推進条例	2023年6月8日	2023年6月8日		大衡村男女共同参画プラン	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
4	444	色麻町	地域振興課	1	2	2	2				4						2
4	445	加美町	企画財政課	1	2	1	1				4	第2次加美町男女共同参画プラン	2017年4月	～ 2025年3月	1	1	
4	501	涌谷町	企画財政課	1	2	2	2				4	涌谷町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
4	505	美里町	まちづくり推進課	1	2	2	2				4	第2次美里町総合計画・美里町総合戦略	2021年度	～ 2025年度	2	2	
4	581	女川町	町民生活課	1		2	2				4						2
4	606	南三陸町	企画課	1	2	2	2				4	南三陸町男女共同参画計画	2019年3月	～ 2026年3月	1	1	

＜選択肢回答＞

所属	庁内連絡会議	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	現在の状況
1 首長部局	1 有	現在の状況	女性活躍推進法の推進計画との関係	1 策定予定有
2 教育委員会	2 無	1 2025年3月末までの制定を目的に検討中	1 一体	2 策定予定無
		2 2024年度以降の制定を目的に検討中	2 一体でない	
		3 その他	計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）	
事務所掌	諮問機関	4 検討していない	1 単独計画として策定	
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有		2 総合計画の一部として策定	
2 1ではない	2 無			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等							問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体				
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	施設管理	事業運営							
			名称	愛称・通称							指定管理者 その他	直営	指定 管理者 その他					
			3								1	2	1	2	0	1	2	0
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター	エル・パーク仙台	980-8555	宮城県仙台市青葉区一番町4-11-1 14ビル(仙台三越定禅寺通り館)5・6階	022-268-8300	022-268-8304	https://www.sendai-l.jp		○		○				○	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター	エル・ソーラ仙台	980-6128	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル28階・29階	022-268-8041	022-268-8045	https://www.sendai-l.jp		○		○				○	
4	202	石巻市																
4	203	塩竈市																
4	205	気仙沼市																
4	206	白石市																
4	207	名取市																
4	208	角田市																
4	209	多賀城市																
4	211	岩沼市																
4	212	登米市																
4	213	栗原市																
4	214	東松島市																
4	215	大崎市	大崎市男女共同参画相談室	Withおおさき	989-6174	宮城県大崎市古川千手寺町二丁目3-15	0229-24-3950		http://www.educ.osaki.miyagi.jp/gep/	○		○				○		
4	216	富谷市																
4	301	蔵王町																
4	302	七ヶ宿町																
4	321	大河原町																
4	322	村田町																
4	323	柴田町																
4	324	川崎町																
4	341	丸森町																
4	361	亘理町																
4	362	山元町																
4	401	松島町																
4	404	七ヶ浜町																
4	406	利府町																
4	421	大和町																
4	422	大郷町																
4	424	大衡村																
4	444	色麻町																
4	445	加美町																
4	501	涌谷町																
4	505	美里町																
4	581	女川町																
4	606	南三陸町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					期 間 の 定 め が な い 職 員 （ 員 ）	常 勤 （ 雇 用 ） 非 常 勤 （ 雇 用 ） の 定 め が あ る 職 員 （ 員 ）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			3					3	2	2	3	1	2	2	0	2	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター	1987年3月30日	9	12	163,221	○	○		○		○	○		○	震災・復興の経験の継承
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター	2003年5月23日	13	12	187,952	○	○	○	○	○	○	○		○	震災・復興の経験の継承
4	202	石巻市															
4	203	塩竈市															
4	205	気仙沼市															
4	206	白石市															
4	207	名取市															
4	208	角田市															
4	209	多賀城市															
4	211	岩沼市															
4	212	登米市															
4	213	栗原市															
4	214	東松島市															
4	215	大崎市	大崎市男女共同参画相談室	2009年8月1日	0	2	9,636	○		○	○						
4	216	富谷市															
4	301	蔵王町															
4	302	七ヶ宿町															
4	321	大河原町															
4	322	村田町															
4	323	柴田町															
4	324	川崎町															
4	341	丸森町															
4	361	亘理町															
4	362	山元町															
4	401	松島町															
4	404	七ヶ浜町															
4	406	利府町															
4	421	大和町															
4	422	大郷町															
4	424	大衡村															
4	444	色麻町															
4	445	加美町															
4	501	涌谷町															
4	505	美里町															
4	581	女川町															
4	606	南三陸町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				2		14	1	7.1	18	0	0.0	20	1	5.0	20	1	5.0	4,601	284	6.2
4	100	仙台市				1	1	100.0	2	0	0.0							1399	183	13.1
4	202	石巻市				1	0	0.0	2	0	0.0							383	11	2.9
4	203	塩竈市				1	0	0.0	1	0	0.0							166	14	8.4
4	205	気仙沼市	2006年9月27日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							205	10	4.9
4	206	白石市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	2	1.8
4	207	名取市				1	0	0.0	2	0	0.0							281	25	8.9
4	208	角田市				1	0	0.0	1	0	0.0							93	0	0.0
4	209	多賀城市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	3	6.5
4	211	岩沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	7	9.1
4	212	登米市				1	0	0.0	1	0	0.0							302	4	1.3
4	213	栗原市				1	0	0.0	1	0	0.0							253	2	0.8
4	214	東松島市				1	0	0.0	1	0	0.0							70	2	2.9
4	215	大崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							364	5	1.4
4	216	富谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							49	2	4.1
4	301	蔵王町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
4	302	七ヶ宿町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
4	321	大河原町										0	0		0	0		42	2	4.8
4	322	村田町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
4	323	柴田町	1998年6月17日	柴田町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
4	324	川崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
4	341	丸森町										1	0	0.0	1	0	0.0	98	0	0.0
4	361	亘理町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	2	2.9
4	362	山元町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	1	4.2
4	401	松島町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
4	404	七ヶ浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	2	5.7
4	406	利府町										1	0	0.0	1	1	100.0	26	2	7.7
4	421	大和町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	3	4.8
4	422	大郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
4	424	大衡村										1	1	100.0	1	0	0.0	14	0	0.0
4	444	色麻町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
4	445	加美町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	0	0.0
4	501	涌谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	1	3.4
4	505	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
4	581	女川町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
4	606	南三陸町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表4－4
市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

宮城県

調査時点コード				1	2024年4月1日		2	その他																									
都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード							
			問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)					(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)																	
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委員 数	総 委員 数	うち 女 性 等 数 委員		女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委員 数	総 委員 数	うち 女 性 等 数 委員	女性 比 率 (%)	委員 会 等 数	うち 女 性 を 含 む 委員 数	総 委員 数	うち 女 性 等 数 委員	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女 性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女 性 委員 数	女性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他
		小計																															
4	100	仙台市				873	758	10,699	3,307	30.9	1.地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより仙台市が設置する附属機関2.有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として規則、要綱等により仙台市が設置する協議会のうち、以下の①④⑤を主たる活動内容として設置されるもの又は委員が市職員のみで構成されるものを除く①職員の研修、教育を主たる活動内容として設置されるもの②広聴を主たる活動内容として設置されるもの③関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの④個人や団体の表彰に係る審査を主たる活動内容として設置されるもの⑤イベントの実施や啓発等を主たる活動内容として設置されるもの	71	70	1,315	464	35.3	6	5	41	10	24.4	42	7	16.7	43	8	18.6	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
4	202	石巻市				61	55	855	240	28.1	地方自治法(180条の5)に基づく審議会、地方自治法(202条の3)に基づく審議会 要綱・要領・規則等に基づき設置された審議会・委員会	36	33	586	186	31.7	6	3	39	9	23.1	64	14	21.9	65	14	21.5	1		1		1	
4	203	塩竈市	35.0	2027年4月	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会(広域を除く)	32	27	304	92	30.3	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会(広域を除く)	27	23	283	86	30.4	5	4	21	6	28.6	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1		1	
4	205	気仙沼市	50.0	2025年3月		29	26	407	151	37.1	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)法律又は条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)	24	23	380	146	38.4	5	3	27	5	18.5	45	13	28.9	46	13	28.3	1		1		1	
4	206	白石市	40.0	2031年3月		48	43	501	139	27.7	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	24	23	275	69	25.1	5	4	26	7	26.9	33	3	9.1	34	3	8.8	2	2024年3月1日	2	2024年3月1日	2	2024年3月1日
4	207	名取市	35.0	2031年3月		34	28	477	150	31.4	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会等	29	25	449	142	31.6	5	3	28	8	28.6	41	13	31.7	42	13	31.0	1		1		1	
4	208	角田市	45.0	2026年3月		31	25	382	83	21.7	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく執行機関及び執行機関の付属機関	26	21	355	76	21.4	5	4	28	6	21.4	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
4	209	多賀城市	30.0	2031年3月		19	19	214	56	26.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	19	19	214	56	26.2	5	3	25	7	28.0	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1	
4	211	岩沼市	50.0	2028年3月		34	31	385	127	33.0	法律、政令、条例、要綱により設置されている審議会、委員会、会議など(地方自治法第202条の3、第180条の5)	29	28	351	122	34.8	5	3	34	5	14.7	34	8	23.5	35	8	22.9	1		1		1	
4	212	登米市	40.0	2026年3月	女性委員がいる審議会等の割合は100%が目標	51	39	744	170	22.8	地方自治法(180条5、202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等により設置している審議会等	36	23	438	110	25.1	5	4	39	10	25.6	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1	
4	213	栗原市	30.0	2027年3月		27	23	432	109	25.2	地方自治法第180条の5及び第202の3	22	19	372	99	26.6	5	4	60	10	16.7	48	2	4.2	49	2	4.1	1		1		1	
4	214	東松島市	35.0	2026年3月		41	34	463	155	33.5	法律(地方自治法第180条の5)による委員会、法律・条例(地方自治法第202条の3)による審議会等	36	31	510	164	32.2	5	3	29	6	20.7	36	6	16.7	37	6	16.2	1		1		1	
4	215	大崎市	50.0	2031年3月		46	40	909	247	27.2	法律・条例による審議会(附属機関)(地方自治法第202条の3)	46	40	909	247	27.2	5	4	41	13	31.7	55	4	7.3	56	4	7.1	1		1		1	
4	216	富谷市	50.0		目標達成期限:2025年度/目標値:2025年度(令和7年度)まで50%維持	27	25	261	138	52.9	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、法例条例で設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)	22	21	241	131	54.4	5	4	20	7	35.0	27	8	29.6	28	8	28.6	1		1		1	
4	301	蔵王町	30.0	2028年3月		15	12	144	33	22.9		9	8	116	23	19.8	5	2	36	3	8.3	15	3	20.0	16	3	18.8	1		1		1	
4	302	七ヶ宿町				0	0	0	0			13	10	136	24	17.6	5	4	20	6	30.0	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
4	321	大河原町				0	0	0	0			22	17	201	57	28.4	5	3	22	6	27.3	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
4	322	村田町				0	0	0	0			16	14	181	45	24.9	5	4	21	7	33.3	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
4	323	柴田町	35.0	2026年3月		26	23	192	66	34.4	地方自治法(180条の5、202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等により設置している審議会等	16	16	123	46	37.4	5	3	22	5	22.7							1		1		1	
4	324	川崎町				0	0	0	0			15	7	135	15	11.1	5	3	24	6	25.0	20	3	15.0	21	3	14.3	1		1		1	
4	341	丸森町				0	0	0	0			26	14	147	47	32.0	5	2	24	3	12.5							1		1		1	
4	361	亘理町				0	0	0	0			22	19	273	60	22.0	5	3	29	5	17.2	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
4	362	山元町	30.0	2028年3月		17	17	217	64	29.5		17	17	223	66	29.6	5	3	33	6	18.2	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
4	401	松島町	30.0	2026年3月		27	21	249	50	20.1		22	18	221	44	19.9	5	3	28	6	21.4	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
4	404	七ヶ浜町				0	0	0	0			10	10	93	30	32.3	5	3	27	7	25.9	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
4	406	利府町	40.0	2027年3月		31	28	316	81	25.6		16	15	138	40	29.0	5	3	27	6	22.2	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
4	421	大和町	35.0	2027年3月		43	24	279	73	26.2	法律若しくはこれに基づく政令または条例に基づき設置された審議会等	32	21	255	69	27.1	5	3	24	4	16.7	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
4	422	大郷町				5	2	16	3	18.8		9	6	82	18	22.0	5	2	35	3	8.6	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
4	424	大衡村	30.0	2027年3月		22	16	149	48	32.2	地方自治法第108条の5に基づく委員会、第202条の3に基づく審議会等	17	13	124	42	33.9	5	3	25	6	24.0	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1	
4	444	色麻町				0	0	0	0			19	17	166	59	35.5	5	3	26	7	26.9							1		1		1	
4	445	加美町	40.0	2025年3月		28	25	397	160	40.3	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基づく審議会等	21	20	329	137	41.6	5	3	29	7	24.1	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1						調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			問8-1				問8-2														(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち	総 委 員 数	うち		等 数	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち	総 委 員 数	うち	等 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち	総 委 員 数	うち	等 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち	女 性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の5)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
							女性 委員 数		女性 委員					女性 委員		女性 委員				女性 委員		女性 委員				女性 委員			女性 委員								女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員	女性 委員

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)			
														13	11	353	106	30.0	2	1	7	1	14.3						
		仙台市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		石巻市												2	2	63	17	27.0	0	0	0	0	0.0						
		塩竈市												4	3	110	29	26.4	0	0	0	0	0.0						
		気仙沼市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白石市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		名取市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		角田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		多賀城市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		岩沼市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		登米市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		栗原市												1	0	7	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東松島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大崎市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		富谷市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		蔵王町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		七ヶ宿町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大河原町												0	0	0	0	0.0	2	1	7	1	14.3						
		村田町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		柴田町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川崎町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		丸森町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		亘理町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		山元町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		松島町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		七ヶ浜町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		利府町												2	2	85	25	29.4	0	0	0	0	0.0						
		大和町												2	2	50	19	38.0	0	0	0	0	0.0						
		大郷町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大衡村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		色麻町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		加美町												2	2	38	16	42.1	0	0	0	0	0.0						
		涌谷町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美里町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		女川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南三陸町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

道	区	府	町	県	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																									
													問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7																
															議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)																	
																						1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例															
													19		1の合計	34	0	33		2			34	34	33	34	33	18										
													6		2の合計	0	26	1		32			1	1	2	1	2	1										
													5		3の合計	1	6			0			0	0	0	0	0	0										
													5		4の合計	0	2						0	0	0	0	0	1										
4	100		仙台市	1									仙台市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない文書等で、かつ総務局長が指定するものについて旧姓を使用することができる。 (1) 法令等の規定に抵触するおそれがあるもの (2) 公権力の行使に当たる行為に関するもの (3) 職員としての身分に関するもので、対外的に使用するもの (4) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがあるもの	仙台市議会	1	4	2		2							1	1	1	1	1								
4	202		石巻市	3									石巻市議会	1	2	1			石巻市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																		
4	203		塩竈市	1									塩竈市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、塩竈市の一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)(により戸籍上の氏を変更した後引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等)に関し、必要な事項を定めるものとする。第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。	宮城県塩竈市議会	1	2	1		宮城県塩竈市議会 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																		
4	205		気仙沼市	1									気仙沼市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令、条例等の規定に反するおそれなくかつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	気仙沼市議会	1	2	1		気仙沼市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2																		
4	206		白石市	1									白石市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、白石市の一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)(以下「職員」という。)(が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)(により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等)に関し、必要な事項を定めるものとする。	白石市議会	1	2	1		白石市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第89条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																		

道	区	府	町	市	区	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
								問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12－2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12－6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
県	村	町	村	名				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
4	214	東松島市	1	東松島市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、市の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができる。	東松島市議会	1	2	1	東松島市議会会議規則 第3条 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	東松島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第3条 4 銀がその任期中に特段の理由なく長期欠席(中略)をしたときは、(中略)議員報酬は支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由の場合は、この限りでない。 (1)、(2)省略 (3)出産 (4)前3号に掲げる事由に類するものとして議長が認めるもの	1	1	1	1	1						
4	215	大崎市	1	大崎市職員の旧姓使用に関する規定 第2条 職員は、次に掲げる事項に該当しかつ、別に定める文書等について、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 公権力の行使に当たる行為に関しないもの (2) 職員としての身分に関しないもの (3) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの	大崎市議会	1	2	1	大崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則2・令3議会規則1・一部改正)	2		1	1	1	1	1						
4	216	富谷市	1	富谷市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、輕易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	富谷市議会	1	2	1	富谷市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1					
4	301	蔵王町	1	蔵王町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、輕易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第4条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 別表(第4条関係) 1 職員録 2 座席表 3 出勤簿 4 回議書 5 事務分担表 6 名札 7 年次有給休暇届 8 特別休暇(申請・届出)書 9 職務専念義務免除申請書 10 営利企業等従事許可申請書 11 他団体等の事務事業従事に関する申請書 12 事務引継書 13 復命書 14 研修受講報告書 15 物品検収(委任検収)調書 16 応募制研修に関する応募 17 決裁文書、供覧文書等に係る押印 18 任命権者が行う表彰 19 研究論文等の発表 20 その他法令等に基づかない文書で所属長が認めるもの	蔵王町議会	1	2	1	蔵王町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、休会中においても、7日以上議会活動(本会議、委員会及び議長・委員長の招集により行う活動をいう。以下この条において同じ。)ができない事由が生じたときは、医師の診断書等添付の上長期欠席(不在)届(様式第1号)を議長に届けなければならない。また、60日以上、長期欠席者が再び議会活動ができることになったときは、医師の診断書等添付の上出席届(様式第2号)を議長に届けなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、長期欠席(不在)届によらず、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1						
4	302	七ヶ宿町	2			1	2	1	七ヶ宿町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1						
4	321	大河原町	4		大河原町議会	1	2	1	大河原町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	2	1	1	1					
4	322	村田町	1	村田町職員旧姓使用取扱要綱 (承認)第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、輕易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	村田町議会	1	2	1	村田町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1					
4	323	柴田町	4		柴田町議会	1	2	1	柴田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1					

都	市	市	道	区	府	町	区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
								問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
県	村	町	コ	コ	村	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
							4 324	川崎町	2		川崎町議会	1	2	1	川崎町議会会議規則 第1章 第2条 第3項 前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、長期欠席(不在)届によらず、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
			4 341	丸森町	1		丸森町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上支障を生じないものに限り、旧姓使用をすることができる。	丸森町議会	1	2	1	丸森町議会会議規則 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1				
			4 361	亶理町	2			宮城県亶理町議会	1	4	1	亶理町議会会議規則 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	2	2			
			4 362	山元町	2			山元町議会	1	2	1	山元町議会会議規則 第2条1項及び2項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1				
			4 401	松島町	1		松島町職員旧姓使用取扱規程 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、町の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。	松島町議会	1	3	1	松島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日までの期間及び当該出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1			
			4 404	七ヶ浜町	1		七ヶ浜町旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓の使用をすることができる。	七ヶ浜町議会	1	2	1	七ヶ浜町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までのその範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1	4			
			4 406	利府町	4			利府町議会	1	2	1	利府町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例 第3条 療養その他の事由により町議会の会議等を長期にわたり欠席した議員に対する議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額に、次の表の左欄に掲げる欠席期間(一の任期における、町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。	1	1	1	1	1	1			

道	区	府	町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
								問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1〜4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
県	村	町	コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
						大和町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を、文書、呼称等(以下「文書等」という。)に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、職員とは、大和町職員定数条例(昭和43年大和町条例第13号)に規定する職員をいう。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 職員は、法律及び条例等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれなくかつ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれがない場合に旧姓を使用することができるものとする。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第2に掲げるとおりとする。 (申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (承認等) 第5条 町長は、前条の申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。	大和町議会	1	2	1	大和町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則3・令5議会規則1・一部改正)	2			1	1	1	1	1	1
							大郷町議会	3						2	2	2	2	2		
						大衡村職員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 職員は、法律及び条例等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれなくかつ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれがない場合に、旧姓を使用することができるものとする。	大衡村議会	1	2	1	大衡村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
							色麻町議会	1	2	1	色麻町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 議長は、休会中及び閉会中においても、7日以上議会活動及び議員活動ができない事由が生じたときは、長期欠席(不在)届(様式第1号)を議長に提出しなければならない。また、90日以上長期欠席者が、再び議会活動及び議員活動ができることとなったときは、出席届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。	2		1	1	1	1	1		
							加美町議会	1	2	1	加美町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
								1	2	1	満谷町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
							美里町議会	1	2	1	美里町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
							女川町議会	1	2	1	女川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
						南三陸町職員の旧姓使用に関する規定 (旧姓使用の承認) 第5条 町長は、前条第1項本文の申請を受理したときは、その内容を審査し、旧姓使用承認・不承認通知書(様式第2号)により、当該申請をした職員に対し、その所属長を経て通知するものとする。	南三陸町議会	1	3	1	南三陸町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		

調査時点		議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11			問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を行うか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12－11で、1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1	2	3	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）		
			0	1	7	5	2	1		13	3	0	5			9		
			0	4	11					7	5	6	5			25		
			0	0	17					15	12	29	1			1		
			35	30									24					
4	100	仙台市	4	4	3					3		3	2			1	市民局防災実施計画 市民局が実施する主な非常時優先業務は以下のとおりである。（中略）仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置して女性相談を実施するとともに、同センターを運営する公益財団法人せんたい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。	
4	202	石巻市	4	2	2					1	3	3	2			2		
4	203	塩竈市	4	4	3					1	3	3	4			1	塩竈市地域防災計画 第1編 地震災害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動 第5 指定避難所等の開設及び運営 3 指定避難所の運営、管理等 (3)男女共同参画 ① 指定避難所運営への女性の参画促進 市は、指定避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。 ② 男女及び性的マイノリティ(LGBTQ等)のニーズの違いへの配慮 市は、指定避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ(LGBTQ等)のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、物資調達・輸送調整等支援システムを利用して調達した生理用品、サニタリーシート、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳食等の物資提供、女性専用スペース(物干し場、仕切り、更衣室、授乳室)、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、女性による生理用品及び女性用下着の配布、避難所における乳幼児のいる家庭用トイレの設置又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児のいる家庭用トイレの設置(情報交換や相談等ができる場所)又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女へアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVIについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 ③ 運営参加者への配慮 市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。	
4	205	気仙沼市	4	4	3					3		3	4			2		

		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
道	区	府	町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
県	村	コ	コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1	2	その他内容	3	その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
					1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している															
4	206			白石市	4	4	3							1	3	3	2		なし	1	白石市地域防災計画 地震災害対策編 第3章 地震災害応急対策 第23節 避難施設の開設・運営 1 避難所の開設、運営 (4)男女共同参画 7 避難所運営への女性の参画促進 市は避難所の運営において、女性も参加する打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。 イ 男女及び性的マイノリティ(LGBT 等)のニーズの違いへの配慮 市は避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ(LGBT 等)のニーズの違い等に配慮する。特に、生理用品、サニタリーシート、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用トイレの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ウ 女性・子供等への配慮 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 エ 運営参加者への配慮 市は避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。
4	207			名取市	4	4	1	1						3		3	4			1	名取市地域防災計画 ※該当する各編に「4 男女共同参画」として、(1)避難所運営への女性の参画促進(2)男女及び性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮 (3)女性・子どもへの配慮」の項目が記載されている。【該当部分】地震災害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動・津波災害対策編 第3章 災害応急対策編 第12節 避難活動・風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保
4	208			角田市	4	4	1	1	2					1	3	3	1		なし	2	角田市議会議員の通称等の使用に関する規程口 (通称名等の使用の申請等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等により戸籍の氏を改める前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。口
4	209			多賀城市	4	4	3							1	3	3	4			1	地域防災計画 地震対策編 第3章 災害応急対策 第12節 指定避難所の開設・管理 第4 避難所の環境維持 4.男女共同参画 (1) 指定避難所運営への女性の参画促進 市は、指定避難所の運営において、男女を問わず参加する打合せ会を持つなど、女性の参画を推進する。 (2) 男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違いへの配慮 市は、指定避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違い等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーシート、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児のいる家庭用トイレの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女へAによる巡回警備等による安全性の確保など、女性や子育て家庭などの多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。 (3)女性・子供等への配慮 市は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを別の場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 (4) 運営参加者(自治組織)への配慮 市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。
4	211			岩沼市	4	4	3							3		3	4		なし	2	

道	区	府	町	区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
					問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用してはいる又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
県	村	コ	コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を 設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
ド	ド			名																
																</				

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道	区	府	町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
県	村	町	コ	コ	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント等防止に関する規定(倫理規	2 ・ハラスメントを設置している議員向け相談窓口	3 ・その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
					東松島市	4	4	1	1				東松島市議会ハラスメント防止等に関する条例	3	1	3	2		2	
					大崎市	4	1	3						3		3	1	大崎市議会議員の通称等使用取扱規程 (承認) 第4条 議長は、前条の提出があったときは特段の事情がない限り通称名等の使用の承認をするものとし、承認の可否を決定したときは通称等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該提出をした議員に通知するものとする。	2	
					富谷市	4	4	1			3	富谷市議会議員政治倫理条例で、「議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。」と規定している。	3		3	4		2		
					蔵王町	4	4	3					3		3	4		2		
					七ヶ宿町	4	4	3					3		3	4		3		
					大河原町	4	4	2					1	1	2	4		2		
					村田町	4	4	2					2	2	3	4		2		
					柴田町	4	4	3					1	1	3	4		2		
					川崎町	4	4	3					3		3	4		1	川崎町地域防災計画 第1編 第4章 第1節 第2条 第3項 女性及び要配慮者の参画促進 復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。	
					丸森町	4	2	3					3		3	1	丸森町議会議員の通称等使用取扱規程 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合にに応じ、当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた呼称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏を変更した場合 当該変更前の氏	なし	2	
					亘理町	4	2	2					1	3	2	4		2		
					山元町	4	4	2					1	2	3	4		2		
					松島町	4	4	1		2			1	3	3	2		2		
					七ヶ浜町	4	4	2					2	3	2	4		2		
					利府町	4	4	3					3		3	4		1	利府町地域防災計画 第1編 風水害等災害対策編 第1章 総則(各編共通) 第1節 計画の目的と構成 第5 基本方針 12 多様な主体の参画による防災対策の確立 町及び県は、男女共同参画の観点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。	
					大和町	4	4	1	1			大和町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第6条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 略 (10) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	3	3	1	大和町議会議員通称名等使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、大和町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等使用の申請等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用許可申請書(第1号様式)を議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の申請書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する通称名による申請書については、町議会議員一般選挙後初議会の招集日7日前までに議長又は議会事務局長へ提出するものとする。		2	
					大郷町	4	4	2					2	3	2	3		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
			問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものを除く)を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。		
道 区 府 町 村	区 町 村	コ コ ロ ニ ヤ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント等防止に関する規定(倫理規	2 ・ハラスメントを設置している議員向け相談窓口	3 ・その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
			4 424 大衡村	4	2	3						3		3	4			2		
			4 444 色麻町	4	4	2						2	2	2	1	色麻町議会議員の通称名等の使用に関する要綱 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。(1)履歴に関する届出書類(2)身分証明書(3)辞職願(4)報酬、旅費及び費用弁償の支給に関する書類(5)源泉徴収票の名義(6)叙位及び叙勲の申請(7)在職証明書等各種証明書(8)議会議員共済会等に関する各種届出書(9)その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの			2	
			4 445 加美町	4	4	1	1				加美町議会議員政治倫理条例 第4条第8号 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	4			2		
			4 501 清谷町	4	4	2						2	3	3	4			2		
			4 505 美里町	4	4	3						1	3	3	4			2		
			4 581 女川町	4	4	3						3		3	4			2		
			4 606 南三陸町	4	4	3						3		3	4			2		